

「岐阜地区子ども会育成協議会」シンボルマーク募集要項

1 審査について

- (1) 審査は、「2 審査にあたり考慮する項目」により、協議会役員等の意見を踏まえて、協議会会長が採用作品を決定します。
- (2) 選考経過については、非公開とします。選考過程の問合せには、対応できかねます。
- (3) 次に該当するものについては、審査の対象外とします。
 - ① 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。
 - ② 既に他の地域で採用されているものまたは採用されたものに類似のもの。
 - ③ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
 - ④ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。
 - ⑤ ①～④の条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。
また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。
これらに伴い、発生するトラブル損害などは、当協議会では負いかねますので、御留意ください。

2 審査にあたり考慮する項目

- (1) 視認性：協議会旗や会議文書など様々なものに使用するため、大人から子どもまで幅広く好感をもたれ、分かりやすいもの。
- (2) 象徴性：「岐阜地区子ども会育成協議会」の象徴となること。
- (3) 審美性：デザインとして優れていること。
- (4) 展開性：将来さまざまな媒体で展開可能であること。
- (5) 再現性：カラーだけでなくモノクロ化や拡大・縮小してもデザインイメージの変化が少ないこと。

3 注意事項 ※応募者は、次の各事項について承諾の上で、作品の応募をお願いします。

応募者は、次の各事項について承諾の上で、作品の応募をお願いいたします。

(1) 応募作品の知的財産権等について

- ① 応募者は、応募作品が採用された場合、当該作品に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を当協議会に無償で譲渡します。
- ② 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ③ 全ての応募作品について、当協議会は、広報・記録等を目的とした印刷物、Web 等において無償でこれを使用できるものとします。
- ④ 応募者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと、および既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約します。

(2) 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、制作者の子ども会名、氏名、住所（市町名まで）およびデザインの説明などについては、公表します。

(3) 採用作品の修正について

採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、補正・修正および文字の付加、あるいはほかの書体等との組み合わせなど、ロゴマークの修正をお願いし、完成版とすることがあります。また、必要によって、編集可能なデータ形式でのファイルの提出をお願いすることがあります。なお、補修等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用決定を無効とします。

(4) 採用作品の制作者について

採用作品の制作者には、「岐阜地区子ども会育成協議会」の広報活動等への協力をお願いすることがあります。

(5) その他留意事項

- ① 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。また、応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いません。
- ② 当協議会は、応募作品の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等について責任を負えない場合がありますので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自で御対応ください。
- ③ 未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。採用作品の決定にあたっては、著作権等の権利譲渡等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意が必要になります。
- ④ 本要項の内容（スケジュール、注意事項等）については、当協議会の判断により変更または追加することがあります。
- ⑤ 本要項に取り決めのない事項については、当協議会の判断により決定します。